

渋谷区地域防災計画 平成25年修正の概要

*平成25年6月の災害対策基本法改正に対応

東日本大震災の教訓への対応

地域防災力・個人防災力の向上

災害に強いまちづくり

主な改正内容

新たな被害想定に対応した避難対策

- ・避難所の確保、備蓄の拡充と地域主体の運営体制

家屋の耐震化、不燃化の更なる推進

災害時医療体制の確保

- ・医師会を中心として、8つの拠点病院と救護所の併設による、医療機関・団体が連携した医療体制の確立

区民一人ひとりの災害時の行動の啓発強化、訓練の充実 ～日頃の備え、震災発生時の行動～

防災センターと本庁舎を核とした参集体制
災害対策本部の早期立ち上げ
体制整備(防災システム活用)
情報連絡体制の確立、情報の共有・一元化

復旧・復興の土台となる被害認定調査、り災証明発行体制の確立

渋谷駅中心地区に関する記述の新設

(1) 渋谷区地域防災計画の中で渋谷駅中心地区の記述を新たに追加

渋谷駅周辺地域約139haは、平成17年に都市再生特別措置法に基づく、都市再生緊急整備地域の指定を受けた。この地域においては、「駅施設の機能更新と再編を進めるとともに、それを契機に開発の連鎖による総合的なまちづくりを推進」することを整備目標の一つとして掲げており、民間活力を活用した都市再生が進められている。さらに平成24年度に創設された都市安全確保促進事業を活用し、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画を作成し、渋谷駅周辺エリアの防災性をより一層高めていく。

(2) 第9編 「帰宅困難者対策」を新設

地域住民と帰宅困難者の切り分け	区民は避難所、帰宅困難者は帰宅困難者支援(受入)施設へ誘導
事業者の協力、国・都の役割	提供可能な支援を各々が実施(受け入れ・誘導と備蓄)
渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会との連携	情報通信手段の確保、情報共有、受発信